

# 被害者保護増進等計画(案)について

---

国土交通省 自動車局

令和5年 4月5日

## 被害者保護増進等計画について①

## 被害者保護増進等計画について

- 令和4年の自賠法改正により、国土交通大臣は、被害者保護増進等事業(被害者支援事業及び事故防止対策事業)の安定的かつ効果的な実施を図るため、「被害者保護増進等計画」を作成し、公表することとされている(自賠法第77条の3第1項及び第4項)。
- また、国土交通大臣は、「被害者保護増進等計画」を作成、変更するときは、あらかじめ、「**被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**」べきこととされている(自賠法第77条の3第3項)。
- 「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の「最終とりまとめ」(令和5年2月)においても、継続して検討すべき課題として、被害者保護増進等計画に関し、被害者その他関係者の意見を聴取した上で作成すべきこと、また、政府や(独)自動車事故対策機構(ナスバ)、その他の主体が、計画の期間中に講じるべき具体的な措置を記載すべき、と提言されている。

## 被害者保護増進等計画で定めるべき事項(自賠法第77条の3第2項)

- 事故被害者の生活の実態、自動車事故の発生の状況、その他の事業の実施に際し考慮すべき事項
- 被害者支援事業、事故防止対策事業の目標に関する事項
- 目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要



(例) 先進安全自動車の普及促進



(例) 治療・リハビリり機会の提供

## 計画の概要

- 3部構成(総則、事故の動向と被害者等を取り巻く課題、目標と実施すべき基本的な施策)とする。

### <第1部 総則>

- ・ 計画の目指す社会
- ・ 計画の期間
- ・ 評価と見直し

### <第2部 自動車事故の動向と自動車事故被害者等を取り巻く課題等>

- ・ 自動車事故による被害の発生状況
- ・ 自動車事故被害者の置かれた状況と課題
- ・ 自動車事故の発生防止に向けた課題
- ・ 計画達成のために要する経費の総額の見込みとその財源構成の考え方

### <第3部 計画の目標と目標達成のために実施すべき基本的な施策>

- ・ 被害者等支援のために講じようとする施策の基本となるべき事項
  - ✓ 目標
  - ✓ 被害者の保護の増進に係る対策(政府、ナスバ、その他主体)
- ・ 自動車事故の発生防止のために講じようとする施策の基本となるべき事項
  - ✓ 目標
  - ✓ 自動車事故の発生防止に係る対策(政府、ナスバ、その他主体)

- 今回策定する計画については、令和5年度から令和8年度までの計画とする。

※令和8年度は、被害者保護増進等事業の主な実施主体となる(独)自動車事故対策機構(ナスバ)の中期目標(第5期)を見直す時期に当たる。

→ 次期の計画策定は、大きな情勢の変化が無ければ、令和8年度を予定。

## 今後について(予定)

4月5日	第2回 被害者保護増進等事業に関する検討会
4月中旬	「被害者保護増進等計画」の決定、国交省ウェブサイトでの公表
6月頃(P)	被害者保護増進等事業に関する検討会 第1回ワーキンググループ(WG)
7月頃(P)	第3回 被害者保護増進等事業に関する検討会
8月頃	来年度予算案概算要求
12月頃	来年度予算案決定
1月頃(P)	金融庁 自動車損害賠償責任保険審議会
来年以降	被害者保護増進等事業に関する検討会WG、検討会 (少なくともそれぞれ年1回開催)

# 「被害者保護増進等計画」(案)概要①

## 第1部 総則（計画の目指す社会、期間、評価と見直し）

### 計画の目指す社会

- 自動車なしの国民生活は成り立たない一方、自動車事故により、多くの死傷者が発生しており、また誰もが自動車事故の当事者になりうる



「クルマ社会」の共助の仕組みで「被害者等が安心して生活できる社会」「自動車事故のない社会」の実現

### 計画の期間、評価と見直し

- 令和5年度から令和8年度まで
- 被害者・遺族団体、自動車ユーザー団体、及び学識経験者等の第三者によって構成される「被害者保護増進等事業に関する検討会」において、毎年度効果検証を実施

## 第2部 自動車事故の動向と自動車事故被害者等を取り巻く課題等

### 自動車事故による被害の発生状況

- 死者数は大きく減少(H24年 4,438人 → R4年 2,610人)したが、新たに重度後遺障害者となった者は、引き続き多く発生(H24年 1,777人 → R4年 1,435人)している。重度後遺障害に至らない高次脳機能障害も発生。

### 自動車事故被害者の置かれた状況と課題

- 被害者が求める支援のニーズは、受傷直後の専門的治療・看護等に加えて、「介護者なき後」の生活支援、リハビリ機会の充実等、長期にわたる支援への対応等、多様化（見守りが必要な高次脳機能障害、「ヤングケアラー」等）

### 自動車事故の発生防止に向けた課題

- 衝突被害軽減ブレーキなど安全運転を支援する装置の性能向上と普及拡大は事故削減解決の鍵。高齢運転者に対する安全対策や、社会的なインパクトの大きい事業用自動車の事故防止も課題

### 計画達成のために要する経費の総額の見込みとその財源構成の考え方

- 令和5年度水準の事業規模が継続的に必要
- 一般会計からの繰戻し、積立金の取崩し、賦課金で賄う

# 「被害者保護増進等計画」(案)概要②

## 第3部 計画の目標と目標達成のために実施すべき基本的な施策

### 1 被害者等支援のために講じようとする施策の基本となるべき事項

**目標** 被害者等の保護の増進を図り、被害者やその家族・遺族が安心して生活できる社会の実現

#### 政府が講じる主な措置

- 事故被害者の治療、介護に必要な支援等への資金の支援
- リハビリテーションや「介護者なき後」への対応のための人材確保、知識及び技術習得等への資金の支援
- 被害者の保護増進を図るための啓発、情報提供等

#### ナスバが講じる主な措置

- 重度後遺障害者を受け入れる療護施設の設置運営
- 介護料の支給、被害者・遺族等団体の相談支援体制の確立の支援

#### その他主体の主な取組み

- 被害者等の悩み等に関する相談、法律相談等

#### 具体例



老朽化する千葉療護センター  
(築38年)のリニューアル



脊髄損傷に対応した療護施設  
の新設(R5年度から)

### 2 自動車事故の発生防止のために講じようとする施策の基本となるべき事項

**目標** 車体の安全性やドライバーの安全確保に係る措置を講じることで、自動車事故の発生防止を図り、ひいては安全・安心な「クルマ社会」の実現

#### 政府が講じる主な措置

- 事故発生防止のために必要な機器及び装置等の導入等に  
必要な資金の支援、無保険車・無車検車対策等

#### ナスバが講じる主な措置

- 運転者適性診断の実施、自動車安全性能の評価等

#### その他主体の主な取組み

- 自動車事故の発生防止に資する指導講習等

#### 具体例



自動車安全性能の評価・公表



無保険車対策